

再就職支援給付金支給申請書

様式第7号

再就職支援給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

平成 年 月 日

労働局長 殿 事業主 住所〒
 (公共職業安定所長経由) 又は 名称
 代理人 氏名 印

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に労働移動支援助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をしてください。

事業主 又は 住所〒
 (提出代行者・事務代理者) 名称
 社会保険労務士 氏名 (印)

① 申請 する 事業 所	(1) (フリガナ) 事業所名	(2)労働保険番号	府県	所 掌	管轄	基幹番号					枝番号		
	(3)雇用保険適用 事業所番号												
(4)住所	〒	電話番号 () -											
②再就職援助計画・求職活動支援基本計画書		認定番号 号 受理番号 認定年月日 平成 年 月 日 受理年月日 (求職活動支援基本計画書については、写しを添付する。)											
③ 委託した労働者数													人
④ ③のうち再就職を実現した労働者数 (55歳未満)													人
⑤ ③のうち再就職を実現した労働者数 (55歳以上)													人
⑥ ④の労働者の再就職に係る支援の委託に要した費用													円
⑦ ⑤の労働者の再就職に係る支援の委託に要した費用													円
⑧ 支給を受けようとする額 (⑥1/2+⑦2/3)													円
⑨ 再就職支援給付金の受給状況						有 ・ 無							
⑩ 支払を希望する金融機関		金融機関名 銀行・金庫			口座の種類			普通・当座・その他					
		支店名 支店			口座番号								
		(フリガナ) 口座名義											
申請書作成担当者職氏名				所属部署									
				電 話									
※ 支給決定年月日				平成 年 月 日				※ 支給決定番号					
※ 支給決定額				円				※ 備 考					
※労働局決裁欄		(1)労働保険料の滞納状況					(2)過去の不正受給						
		(局長) (部長・) (課長・) (係長・) () ()											

※欄には、記入しないでください。

様式第7号 (裏面)

(提出上の注意)

- 1 再就職支援給付金は、再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けた中小企業事業主（以下「認定事業主」といいます。）又は求職活動支援基本計画書を作成し、都道府県労働局長に提出した中小企業事業主（以下「提出事業主」といいます。）が、職業紹介事業者（職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条の3第1項の有料職業紹介事業者をいいます。）（再就職支援給付金の支給に関し厚生労働省職業安定局長が定める条件に同意し、同局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限ります。）に、当該再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書の対象となる被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者並びに認定事業主又は提出事業主に被保険者として継続して雇用された期間が1年未満である者及び認定事業主又は提出事業主の事業所への復帰の見込みがある者を除きます。以下「対象被保険者」といいます。）の再就職に係る支援を委託し、委託に係る対象被保険者の離職の日の翌日から起算して2か月（同意雇用開発促進地域において当該同意雇用開発促進地域に係る地域雇用開発計画に定められた計画期間内に当該対象被保険者の再就職を実現した場合は3か月、再就職援助計画の認定時又は求職活動支援基本計画書の提出時において当該対象被保険者が45歳以上のものであるときは5か月）を経過する日（委託に期間の定めがある場合であって、その末日が当該離職の日の翌日から起算して2か月（同意雇用開発促進地域において当該同意雇用開発促進地域に係る地域雇用開発計画に定められた計画期間内に当該対象被保険者の再就職を実現した場合は3か月、再就職援助計画の認定時又は求職活動支援基本計画書の提出時において当該対象被保険者が45歳以上のものであるときは5か月）以内にあるときは、その末日）までの間に当該対象被保険者の再就職を実現した（当該対象被保険者が雇用保険の一般被保険者（短時間労働被保険者を含みます。）として雇い入れられる場合に限ります。）場合に支給されます。
- 2 この申請書は、再就職支援給付金支給申請書（続紙）（様式第7号の2）及び再就職支援給付金に係る再就職支援証明書（様式第8号）と併せて、委託に係る当該対象被保険者のうち、最後のものの再就職が実現した日の翌日から起算して2か月以内又は個々の対象被保険者の再就職が実現した日の翌日から起算して2か月以内に、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければなりません。なお、当該提出については、当該都道府県労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができます。
- 3 提出に当たっては、次の書類を添付してください。
 - (1) 認定事業主にあつては再就職援助計画認定通知書（写）及び当該計画に係る計画対象労働者に関する一覧（写）、提出事業主にあつては求職活動支援基本計画書（写）及び支援書交付報告書（写）又は支援書等対象被保険者に交付した求職活動支援書等（写）
 - (2) 出勤簿等の写し（対象被保険者の出勤状況を明らかにするもの）
 - (3) 職業紹介事業者との間で締結された委託に関する契約の内容を明らかにする契約書の写し及び当該委託に要する費用の額を明らかにする領収書等の写し
 - (4) 再就職支援給付金に係る再就職支援証明書（様式第8号）
 - (5) 前年度の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（写）、労働保険料の納付書・領収書（写）（前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納している場合には本給付金は支給されません。）
 - (6) 代理人が申請する場合にあつては、委任状（写）
 - (7) その他都道府県労働局長が必要と認めるもの
- 4 支給後であっても、偽りその他不正の行為が判明した場合には、支給した助成金の返還を求めます。また、刑事告発することもあります。

(記入上の注意)

- 1 ②欄には、再就職援助計画の認定番号と認定年月日を記入してください。なお、求職活動支援基本計画書については記入の必要はありません。
- 2 ③欄には、職業紹介事業者に支援を委託した対象被保険者の人数を記入してください。
- 3 ④及び⑤欄には、③欄のうち再就職を実現した対象被保険者の人数を55歳未満と55歳以上に分けて記入してください。なお、年齢は再就職援助計画の認定時又は求職活動支援基本計画書の提出時の年齢としてください。
- 4 ⑥及び⑦欄には、職業紹介事業者への再就職に係る支援の委託に要した費用（再就職が実現した対象被保険者に係るものに限ります。）をそれぞれ記入してください。
- 5 ⑧欄には、再就職支援給付金の支給を受けようとする額（⑥欄の2分の1及び⑦欄の3分の2）を記入してください。ただし、その額が④及び⑤欄の再就職を実現した労働者数（その数が同一の再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書において300人を超えるときは、300人）に40万円を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額とします。

(※) 公共職業安定所又は労働局記入欄

支給 決定	離職日から再就職を実現した日までの期間														合計	
	1か月以内					2か月以内					3か月以内					5か月 以内
	合計	同意雇 用開発	45歳	同意か つ45歳	その他	合計	同意雇 用開発	45歳	同意か つ45歳	その他	合計	同意雇 用開発	45歳	同意か つ45歳		
件数																
人数																

一枚の支給申請書のうちに、再就職を実現した日までの期間が異なる人がいた場合、その期間の支給決定件数にそれぞれ1を記入してください。その期間に該当する人が複数名いた場合でも、1としてください。該当する人がいなかった期間には0を記入してください。
同意雇用開発促進地域に再就職し、かつ45歳以上であった場合は「同意かつ45歳」欄に記載してください。